

納税協会 ニュース

December 2018 No.261

納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

平成30年12月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)



MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

消費税率10%への引上げに関する経過措置の取扱いQ & Aを公表

● 一定の工事請負契約等については経過措置に注意 国税庁

平成31年（2019年）10月1日に予定されている消費税率10%への引上げに関して、国税庁は「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A【基本的な考え方編】【具体的事例編】」を公表しました。

平成31年施行日（平成31年（2019年）10月1日）以後の取引については、原則として新税率10%が適用されますが、これを厳格に適用することが困難と認められる取引について経過措置が設けられており、旧税率8%が適用されます。

具体的には次のような取引です。経過措置の対象となる取引については、新税率10%との選択適用ではなく、旧税率8%が適用されます。

取引	経過措置の内容
旅客運賃等	平成31年（2019年）10月1日以後に行う旅客運送、映画館・美術館・遊園地等への入場等の料金のうち、平成31年（2019年）9月30日までに領収しているものについては、旧税率8%が適用されます。
請負工事等	平成31年指定日（平成31年4月1日）の前日までに締結した工事請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェア開発等の請負契約を含みます）に基づいて、平成31年（2019年）10月1日以後に譲渡等を行う取引については、旧税率8%が適用されます。

「平成29事務年度 法人税等の申告（課税）事績の概要」を公表

● 申告所得金額は過去最高 国税庁

国税庁は、平成29事務年度の法人税、地方法人税、源泉徴収所得税及び復興特別所得税の申告（課税）事績を公表しました。この中で法人税については、申告所得金額は70兆7,677億円と過去最高を更新し、8年連続で増加となりました。また、黒字申告の件数も7年連続の増加となっています。申告税額についても平成28年度と比較して1兆2,357億円増加しています。

	平成28年度	平成29年度	増減
申告件数	2,861千件	2,896千件	+35千件
黒字申告件数	950千件	990千件	+40千件
黒字申告の割合	33.2%	34.2%	+1.0ポイント
申告所得金額	63兆4,749億円	70兆7,677億円	+7兆2,928億円
申告税額	11兆2,372億円	12兆4,730億円	+1兆2,357億円

消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）を更新

● スーパーマーケットやコンビニエンスストアの休憩スペースでの飲食に注意 国税庁

国税庁は「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）」を更新し、軽減税率が適用されるかどうか判断が難しい複数の項目の追加を行っています。具体的には、次のようなケースの取扱いです。

ケース	取扱い
スーパーマーケット等の休憩スペースでの飲食	スーパーマーケット等での飲食料品の販売は、通常は購入客がこれを持ち帰ることが前提であるため、軽減税率の対象となります。しかし、休憩スペースで飲食する場合には、「食事の提供」に該当し税率10%が適用されます。スーパーマーケット等においては「休憩スペースで飲食する場合は申し出てください」等の掲示を行うなど、営業実態に応じた意思確認を行う必要があります。
出張の日当等	従業員等に支給する出張の日当につき、仮に従業員等が軽減税率の対象となる飲食料品の購入に使ったとしても、これを実費精算するのでなければ、日当については税率10%が適用されます。

また、国税庁は「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」も、併せて更新しています。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQを更新

● 年末調整に向けて設問を大幅に追加 国税庁

国税庁は「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ」を大幅に改訂しました。平成29年度税制改正により配偶者控除と配偶者特別控除が大きく改正されており、平成30年分の年末調整に大きく影響することから、設問を大幅に追加して詳細に解説しています。この中では、次のようなことが解説されています。

配偶者控除を受けるための提出書類	「給与所得者の扶養控除等申告書」に源泉控除対象配偶者として配偶者の氏名等を記載し、給与等の支払者に提出している場合であっても、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ、年末調整において配偶者控除の適用を受けることはできません。
配偶者の所得の見積額とその確定額に差が生じた場合	年末調整後に、配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じた場合は、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで、年末調整の再調整を行うことができます。再調整せずに本人が確定申告を行うこともできます。

今後の 税制をめぐる政府等の動き

安倍首相は10月15日の臨時閣議において、かつてのリーマン・ショックのようなことでもない限り、予定どおり平成31年（2019年）10月1日から消費税率を10%に引き上げる方針を表明しました。酒と外食を除く飲食料品などについて税率を8%に据え置き軽減税率も予定どおり導入されます。また、税率を8%に引き上げた際の経験を活かし、期間限定のポイント還元など、税率引上げ後の景気低迷を緩和するための景気対策を徹底する方針です。